



令和5年度

## 諏訪市育児休業代替任期付職員採用試験

### 受 験 案 内

「 透明度 日本一のまち 輝く 高原湖畔都市 」  
をともに実現する職員を募集します。

ゆたかな自然と伝統に育まれた諏訪市が、さらに住みやすいまち、魅力あふれるまちとなるように、諏訪市で働くことに意欲あふれ、地域の課題に果敢にチャレンジできる人材を募集します。

❖ 願書受付期間

令和5年12月4日（月）～令和5年12月19日（火）

❖ 育児休業代替任期付職員とは・・・・・・・・

育児休業代替任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替として任期を定め（3年以内）勤務していただく正規職員です。任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、福利厚生等）については、一般の正規職員と変わりません。（ただし、育児休業を取得することはできません。）

- ❖ この試験の実施に際して収集する個人情報、この採用試験のために必要な範囲でのみ利用し、適正に保護・管理します。

諏 訪 市

## 1 採用職種及び採用予定人員

職 種	勤 務 場 所	勤 務 内 容	採用予定人員
保 育 士 (育休代替任期付)	保育所等	社会福祉関係業務	若 干 名

## 2 受 験 資 格

※任期付職員として採用後、翌年度以降諏訪市実施の職員採用試験への受験も可能です。

職 種	試 験 区 分	受 験 資 格
保 育 士 (育休代替任期付)	中 級	昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれ、 保育士資格を有する者又は来春資格取得見込みの方

### ※ 住所要件

・住所要件なし

*注) 採用後は可能な限り諏訪市内に住所を有すること。*

### ※ 注意事項

- (1) 日本国籍を有しない方でも受験できます。(就職が制限されている在留資格の方は除きます。)
- (2) 試験は日本語のみで実施します。
- (3) 次のいずれかに該当する方は受験できません。  
(地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方)
  - (ア) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
  - (イ) 諏訪市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
  - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 3 試験期日及び内容

(1) 第一次試験

書類選考、作文

(2) 第二次試験（2月上旬予定）

第一次試験合格者には、文書で第二次試験（面接試験）の通知をします。

### 4 合否発表

試験の合否の結果は、次の時期に受験者全員に文書で直接通知します。

(1) 第一次試験合否発表 1月下旬

(2) 第二次試験合否発表 2月中旬

### 5 受験手続及び受付期間

(1) 受付期間

◎ 令和5年12月4日（月）～12月19日（火）

※ 郵送による受付のみとします。 最終日消印有効

(2) 提出書類

(ア) 履歴書・身上書（本市所定の様式）

所定の様式に、写真（胸から上、正面、脱帽、6ヶ月以内に撮影したもの）を貼付したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(イ) エントリーシート（本市所定の様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※応募者が一定数を超えた場合の書類選考資料として、また、面接試験の際の質問の参考資料とします。

(ウ) 資格証明書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※資格取得見込みの者は、卒業見込証明書など、令和6年3月31日までに資格の取得が見込まれることがわかる書類（令和4年4月1日以降に発行されたもの・コピー不可）を添付してください。

(エ) 作文（本市所定の様式。詳細については別紙「作文試験実施要領」を確認してください。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※日本国籍を有しない方については「特別永住者証明書」「在留カード」（「外国人登録証明書」）で在留資格を確認しますので、写しを提出してください。

(3) 受験申込先

諏訪市役所 総務課 職員係（3階） 〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号 TEL（0266）52-4141（内線334・335）
--

## 6 採 用

- (1) 最終合格者は、令和6年4月1日付けで「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」に登載され、登載順に育児休業代替任期付職員として採用します。ただし、資格の取得ができない場合は、採用できません。
- (2) 育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する任期の定めのない職員の代替職員として勤務することになりますので、育児休業の取得状況によっては、4月1日以降の採用となる場合があります。また、採用候補者名簿への登載ですので、登録されても採用されないことがあります。
- (3) 名簿登載有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。
- (4) 任用期間は3年以内です。職員の育児休業期間などに応じて採用時に決定します。また、職員から育児休業期間の延長申請があった場合などには、通算3年以内で任期が更新されることがあります。
- (5) 育児休業代替任期付職員への採用は、諏訪市職員（任期の定めのない職員）の採用とは無関係であり、諏訪市職員への採用に優先されるものではありません。
- (6) 育児休業代替任期付職員への採用前に会計年度任用職員として任用する場合があります。ただし、この期間の報酬等の待遇は会計年度任用職員として扱われます。

## 7 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成に参画」しない職務に就いていただきます。

- (1) 公権力の行使にあたる業務について  
公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。
  - ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
  - ・市民に対して強制力をもって執行する業務
  - ・その他公権力の行使に該当する業務
- (2) 公の意思の形成に参画する職について  
公の意思の形成に参画する職とは、行政施策の企画、立案、決定等に関与する職であり課長級以上が該当し、又、本市の基本政策の決定に携わる係長級の職（基本計画の策定、予算査定、組織人事労務管理等）が該当します。

## 8 勤 務 条 件

- (1) 給 与（地域手当含む）
  - (ア) 中級保育士初任給例（令和5年4月1日現在）  
月額 172,113円（ただし、職歴等により加算される場合があります。）

(イ) 諸手当

期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等  
が支給条件に応じて支給されます。

(2) 休暇 ※採用期間により年次休暇の付与日数は異なります。

(ア) 年次休暇（有給）・・・年間20日以内（初年は15日以内）

(イ) 療養休暇（〃）・・・負傷又は疾病等の事由の場合、90日を限度

(ウ) 特別休暇（〃）・・・研修、厚生計画の実施、公民権の行使、結婚、忌引等の事  
由の場合与えられます。

(エ) 無給休暇・・・・・・・・・・介護休暇、組合休暇

※育児休業代替任期付職員は育児休業の取得はできません。

(3) 共 済 関 係

(ア) 健康保険制度、厚生年金制度、関連給付事業があります。

(イ) 福祉事業・・・各種健康診断（人間ドックを含む）への助成、保養施設の利用への  
助成、住宅・普通貸付等を行っています。

(4) そ の 他

職員互助会・・・会員の相互共済、福利増進を図る組織で互助給付、購買、文化厚生、  
体育、貸付等の事業を実施しています。また、各種サークルの活動  
も活発に行われています。

9 そ の 他

不明な点は、総務課 職員係へお問い合わせください。

総務課 職員係 Tel (0266) 52-4141 (内線334・335)

採用試験の問合せ先

〒392-8511

長野県諏訪市高島一丁目22番30号

諏訪市総務課職員係

電話 (0266) 52-4141 (内線334・335)

E-Mail [soumu@city.suwa.lg.jp](mailto:soumu@city.suwa.lg.jp)



諏訪市の市章は、昭和16年に制定されました。デザインは、古くから幸運をもたらす鳥、瑞鳥（ずいちょう）とされてきた鶺鴒（おおとり）の姿と、「スワ」の文字の両方をかけて図案化したものです。双翼に「和と伸長」を表現しています。